

平成30年度石川県農業活性化協議会 第1回通常総会

日 時：平成30年5月9日（水）

13：30～

場 所：県庁「1109会議室」

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議事録署名人選出

4. 議 事

議案1

平成29年度事業報告及び収支決算について

議案2

平成30年度事業計画及び収支予算について

議案3

石川県水田フル活用ビジョンについて

議案4

石川県農業活性化協議会規約の変更について

5. その他

報告事項

農業活性化協議会にかかる要綱等の改正について（北陸農政局）

6. 閉 会

石川県農業活性化協議会 委員名簿

(50音順)

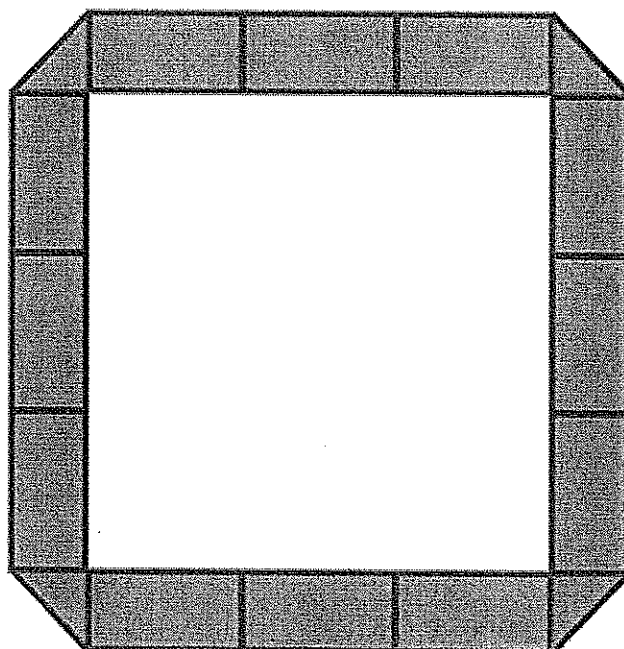
青 海 万里子	石川県生活協同組合連合会 専務理事	
穴 田 睦 実	全国農業協同組合連合会石川県本部 県本部長	
井 村 辰二郎	石川県農業法人協会 副会長	
打 和 浩 之	石川県町長会 事務局長	
(新) 遠 藤 知 庸	石川県 農林水産部長	(副会長)
片 岡 敏 雄	(株) 八幡 常務取締役	
小 林 雅 裕	石川県立大学 名誉教授	
島 野 克 己	石川県農業共済組合 専務理事	
谷 晃	石川県市長会 事務局長	
寺 田 吉 浩	(株) 米心石川 代表取締役専務	
西 沢 耕 一	石川県農業協同組合中央会 会長	(会 長)
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長	
野 村 善 覚	いしかわ農業振興協議会 顧問	
(新) 前 寺 清 一	石川県土地改良事業団体連合会 専務理事	
牧 康 晴	石川県農業協同組合中央会 専務理事	
松 村 一 美	(一社) 石川県農業会議 事務局長	(監 事)
道 下 真 也	いしかわの農地活用連絡調整会 委員	
宮 田 吉 弘	税理士法人 宮田会計 相談役	(監 事)
(新) 山 本 藤 潤	(公財) いしかわ農業総合支援機構 専任コーディネーター	

平成30度 石川県農業活性化協議会 第1回通常総会（座席表）

平成30年5月9日(水) 13:30から
県庁11階 1109会議室

寺田委員
(株)米心石川)
遠藤副会長
(県農林水産部)
西沢会長
(JA県中央会)
谷委員
(石川県市長会)

小林委員
(県立大学)
片岡委員
(株)八幡
打和委員
(県町長会)
井村委員
(石川県農業法人協会)
穴田委員
(JA全農いしかわ)
赤堀石川支局長
(北陸農政局)



野村委員
(いしかわ農業振興協議会)
前寺委員
(石川県土地改良事業団体連合会)
牧委員
(JA県中央会)
道下委員
(いしかわの農地活用連絡調整会)
山本委員
(公財)いしかわ農業総合支援機構)

川本 JA 県中央会 地域振興部次長
藪岸 JA 県中央会 地域振興部長
吉田 JA 全農いしかわ 米穀園芸部長
西 JA 県中央会 参事
寺崎 県農林水産部 生産流通課長
江藤 県農林水産部 生産流通課担当課長

【欠席】

青海委員
島野委員
能木場委員
松村委員
宮田委員

事務局

議案資料

議案1	平成29年度事業報告及び収支決算について	…P	1
議案2	平成30年度事業計画及び収支予算について	…P	12
議案3	石川県水田フル活用ビジョンについて	…P	16
議案4	石川県農業活性化協議会規約の変更について	…P	21

平成29年度事業報告及び収支決算について

1 平成29年度事業報告

米価の安定に向けた米の需給調整をはじめ、麦・大豆・野菜など作物の作付けによる水田の有効利用、調整水田等の解消、担い手の育成・確保対策等、本県農業の振興を図るため、次の事項を重点的に実施した。

○経営所得安定対策円滑化事業(事業期間:平成22年度～)

経営所得安定対策等の実施に必要な、米及び米以外の水田における作物の生産方針等の策定、産地交付金の要件設定のほか、制度の円滑な実施や水田フル活用の実現に向けた意見交換や地域協議会担当者説明会を実施した。

また、新たに米政策部会を設置するとともに、生産数量目標に代わる生産基準数量の設定を行った。

①総会の開催

(委員19名)

開催月日	内 容	委員出席状況 (委任状出席含む)
第1回 通常総会 平成29年 5月16日	<p><議案></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度事業報告及び収支決算 ○平成29年度事業計画及び収支予算 ○石川県水田フル活用ビジョン ○米政策部会の設置 ○石川県農業活性化協議会規約の変更 <p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業活性化協議会にかかる要綱等の改正 ○「ひゃくまん穀」の生産・販売方針 	19名
第2回 通常総会 平成29年 12月4日	<p><議案></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年以降の需要に応じた米等の生産 ○平成30年産米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分 ○平成29年度石川県水田フル活用の基本的な考え方 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ○収入保険制度 	19名
第1回 臨時総会 平成30年 2月9日	<p><議案></p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術導入促進交付金の活用 ○水田フル活用ビジョンの変更 ○地域協議会間調整の実施 <p>(書面表決)</p>	19名
第3回 通常総会 平成30年 3月27日	<p><議案></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度産地交付金の配分 ○平成30年度収支予算の変更 <p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年産米の地域協議会間調整の結果 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年産米等の全国作付動向 	19名

②米政策部会の開催

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対 象
平成29年 8月7日	○米政策部会（第1回） ・平成30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する検討 ・本県における平成30年産の主要作物作付計画の検討	農林総合研究センター	市町、JA、北陸農政局、農林総合事務所（出席者45名）
平成29年 11月24日	○米政策部会（第2回） ・平成30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する取りまとめ ・平成30年産の主食用米に係る地域協議会別「生産量の目安」配分 ・平成30年度水田フル活用の基本的考え方 ・平成30年産以降の米政策に関する想定問答集	農業会館	市町、JA、北陸農政局、農林総合事務所（出席者45名）

③地域協議会間調整の推進

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対 象
平成30年 2月9日 ～3月9日	○地域協議会間調整の意向確認	各地区	地域協議会（市町、JA）
平成30年 3月19日	○地域協議会間調整会議での調整	農業会館	県活性化協議会（出席者7名）

④地域協議会への指導・助言

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対象
平成29年 4月24日 ～5月8日	○地域農業活性化協議会担当者会議（第1回） ・平成29年度水田フル活用ビジョン 等 5/8 南加賀地区 16名 4/28 石川地区 11名 4/27 県央地区 14名 4/24 中能登地区 (羽咋、宝達志水、中能登) 9名 4/28 中能登地区(七尾、志賀) 7名 5/1 奥能登地区 4名 ※上記の他、個別に指導・助言を実施	農林総合事務所 (5地区)	市町、JA、 農林総合事務所 (出席者72名)
平成29年 12月11日	○地域農業活性化協議会担当者会議（第2回） ・平成30年産以降の需要に応じた米等の生産 ・平成30年産主食用米の生産基準数量の設定および 地域協議会への配分 ・平成30年度石川県水田フル活用の基本的考え方 ・平成30年産以降の米政策に関する想定問答集 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の 改正 ・平成30年度概算要求に係るQ&A ・経営所得安定対策事業の適切な実施	農業会館	市町、JA、 農業共済組合、 北陸農政局、 農林総合事務所 (出席者79名)

⑤30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する検討

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対 象
平成29年 7月10日 ～19日	○地域協議会担当者等との意見交換会 ・平成30年産以降の需要に応じた米等の生産 7/10 南加賀地区(加賀・小松) 12名 7/14 南加賀地区(能美・川北) 8名 7/14 石川地区 13名 7/10 県央地区 20名 7/11 中能登地区 15名 7/19 奥能登地区 17名	農林総合事務所等 (5地区)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所 (出席者85名)
平成29年 7月24日	○石川県農業法人協会との意見交換会 ・本県における平成30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する基本方針 ・水田農業に係る各経営体の現状と今後の方向性	県庁	農業法人、北陸農政局、 いしかわ農業総合支援機構等(出席者14名)
平成29年 7月	○チラシによる農家等への情報提供 ・平成30年産以降の需給調整の取組のポイント		農家、市町、JA (発行部数4万5千部)
平成29年 10月11日	○石川県農業法人協会との意見交換会 ・平成30年度国予算に関する情報提供 ・本県における平成30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する対応案	県庁	農業法人、北陸農政局、 いしかわ農業総合支援機構等(出席者21名)
平成29年 11月6日 ～13日	○地域協議会担当者等との意見交換会 ・平成30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する取りまとめ 11/6 南加賀地区 17名 11/10 石川地区 15名 11/6 県央地区 18名 11/13 中能登地区 14名 11/13 奥能登地区 11名	農林総合事務所等 (5地区)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所 (出席者75名)
平成30年 3月14日 ～22日	○地域協議会担当者等との意見交換会 ・平成30年度産地交付金の配分について 3/16 南加賀地区(加賀・小松) 12名 3/14 南加賀地区(能美・川北) 10名 3/22 石川地区(白山) 6名 3/19 石川地区(野々市) 4名 3/16 県央地区 14名 3/15 中能登地区 10名 3/19 奥能登地区 9名	農林総合事務所等 (5地区)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所 (出席者65名)
平成30年 3月	○チラシによる農家等への情報提供 ・平成30年産以降の米政策の見直し		農家、市町、JA (発行部数2万2千500部)

決 算 報 告 書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

石川県農業活性化協議会

2. 平成29年度収支決算

(1) 収支計算書

自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

(単位:円)

科目	予算	決算	差異
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
① 経営所得安定対策円滑化事業	4,588,000	4,588,000	0
事業活動収入計(A)	4,588,000	4,588,000	0
2. 事業活動支出			
① 経営所得安定対策円滑化事業	4,588,000	4,588,000	0
国返還金支出			
① 経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0
事業活動支出計(B)	4,588,000	4,588,000	0
事業活動収支差額(C) = (A) - (B)	0	0	0
II. 投資活動収支の部	0	0	0
III. 財務活動収支の部	0	0	0
IV. 予備費支出	0	0	0
当期収支差額(C)	0	0	0
前期繰越収支差額(D)	0	0	0
次期繰越収支差額(C) + (D)	0	0	0

(2)貸借対照表

平成30年3月31日 現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産	263,420	477,476	△ 214,056
預金	263,420	301,965	△ 38,545
未収金	0	175,511	△ 175,511
資産合計	263,420	477,476	△ 214,056
II. 負債の部			
1. 流動負債	263,420	477,476	△ 214,056
未払金	263,420	477,476	△ 214,056
負債合計	263,420	477,476	△ 214,056
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	0	0	0
一般正味財産	0	0	0
正味財産合計	0	0	0
負債及び正味財産合計	263,420	477,476	△ 214,056

(3) 正味財産増減計算書
自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

(単位:円)

科目	本年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取補助金等			
① 経営所得安定対策円滑化事業	4,588,000	4,909,000	△ 321,000
② 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	960,511	△ 960,511
③ 攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0
④ 稲作農業体質強化緊急対策事業	0	0	0
経常収益計	4,588,000	5,869,511	△ 1,281,511
(2) 経常費用			
事業費			
① 経営所得安定対策円滑化事業	4,588,000	4,909,000	△ 321,000
租税公課	9,744	8,400	1,344
謝金	334,756	266,600	68,156
旅費	169,608	73,195	96,413
需用費	20,609	20,194	415
消耗品費	592,028	617,475	△ 25,447
会議費	36,000	12,000	24,000
賃金	2,825,577	2,964,390	△ 138,813
協議会運営費	599,678	946,746	△ 347,068
② 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	960,511	△ 960,511
③ 攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0
④ 稲作農業体質強化緊急対策事業	0	0	0
経常費用計	4,588,000	5,869,511	△ 1,281,511
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部	0	0	0
(1) 経常外収益	0	82,905,701	△ 82,905,701
(2) 経常外費用	0	82,905,701	△ 82,905,701
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
① 経営所得安定対策円滑化事業	4,588,000	4,909,000	△ 321,000
② 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	960,511	△ 960,511
③ 攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0
④ 稲作農業体質強化緊急対策事業	0	0	0
経常収益計	4,588,000	5,869,511	△ 1,281,511
一般正味財産への振替額			
① 経営所得安定対策円滑化事業	4,588,000	4,909,000	△ 321,000
② 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	960,511	△ 960,511
③ 攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0
④ 稲作農業体質強化緊急対策事業	0	0	0
支払助成金計	4,588,000	5,869,511	△ 1,281,511
国返還金支出			
① 経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0
② 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	0	0
③ 攻めの農業実践緊急対策事業	0	78,870,701	△ 78,870,701
④ 稲作農業体質強化緊急対策事業	0	4,035,000	△ 4,035,000
国返還金計額	0	82,905,701	△ 82,905,701
一般正味財産への振替額計	4,588,000	88,775,212	△ 84,187,212
当期指定正味財産増減額	0	△ 82,905,701	82,905,701
指定正味財産期首残高	0	82,905,701	△ 82,905,701
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	0	0	0

(4) 財産目録

平成30年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
預金 経営所得安定対策円滑化事業	263,420	263,420	
流動資産合計			263,420
資産合計			
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金 経営所得安定対策円滑化事業	263,420	263,420	
流動負債合計			263,420
負債合計			
正味財産			0

財務諸表の注記

1. 補助金等の内訳並びに当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の標記区分
①経営所得安定対策円滑化事業	国	0	4,588,000	4,588,000	0	指定正味財産国庫補助金
合計		0	4,588,000	4,588,000	0	

監事の意見書

石川県農業活性化協議会規約第28条に基づき、平成29年度事業報告及び収支決算等について監査したところ、その内容は適正なものとして認めます。


記

1. 決算監査日 平成30年4月25日
2. 監査場所 JA石川県中央会
金沢市古府1丁目220番地

平成30年5月9日

石川県農業活性化協議会

監事

宮田吉弘 

監事

松村一美 

平成30年度事業計画及び収支予算について

1 平成30年度事業計画

平成27年3月に策定された「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき進められる食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興等の政策を踏まえ、経営所得安定対策の推進による農業経営基盤の強化を図るとともに、米の需給調整や需要に応じた米等の生産による農家所得の向上を図るなど本県農業の振興に資するため、次の事項を重点的に実施する。

○ 経営所得安定対策円滑化事業(事業期間:平成22年度～)

経営所得安定対策等の実施に必要となる、米及び米以外の水田における作物の生産方針等の策定、産地交付金の要件設定のほか、制度の円滑な実施や水田フル活用の実現に向けた意見交換や地域協議会担当者説明会を実施する。

また、今後の需要に応じた米等の生産に向け、地域協議会担当者や農業経営体との意見交換等を踏まえた制度運営を図る。

① 総会の開催

開催月日	内 容	備 考
第1回 通常総会 平成30年 5月9日	<議案> ○平成29年度事業報告及び収支決算 ○平成30年度事業計画及び収支予算 ○石川県水田フル活用ビジョン ○石川県農業活性化協議会規約の変更	
第2回 通常総会 平成30年 12月中旬	<議案> ○平成31年産米の生産基準数量の設定・配分 ○平成31年度石川県水田フル活用の基本的な考え方 ○平成31年産米地域間調整の実施について	
第3回 通常総会 平成31年 2月下旬	<議案> ○平成31年度産地交付金の配分	

②米政策部会の開催

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対 象
平成30年 8月頃	○米政策部会（第1回） ・制度運営の検討（主食用米の確認方法を含む） ・平成31年産作付計画の提示 ・協議会間調整結果	未定	市町、JA （地域協議会）
平成30年 11月頃	○米政策部会（第2回）（最終案の検討） ・制度運営のとりまとめ ・平成31年産米の生産基準数量等の設定と地域別 配分の考え方 ・具体的な仕組み・手続き	未定	市町、JA （地域協議会）

③地域協議会間調整の推進

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対 象
平成30年 5月中	○平成30年産地域協議会間調整の意向確認 （2回目）	各地区	地域協議会 （市町、JA）
平成30年 5月	○地域協議会間調整会議での調整	中央会	県協議会
平成31年 2月中	○平成31年産地域協議会間調整の意向確認 （1回目）	各地区	地域協議会 （市町、JA）
平成31年 3月	○地域協議会間調整会議での調整	中央会	県協議会

④地域協議会への指導・助言

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対象
平成30年 5月	○地域農業活性化協議会担当者会議(第1回) ・平成30年度水田フル活用ビジョン及び 産地交付金の活用計画策定指導	農林総合事 務所 (5地区)	市町、JA、 農林総合事務所
平成30年 12月中旬	○地域農業活性化協議会担当者会議(第2回) ・平成31年産米の生産基準数量等の設定と地域 別配分 ・平成31年度石川県水田フル活用の基本的な 考え方	未定	市町、JA、 農業共済組合、 北陸農政局、 農林総合事務所
平成31年 3月上旬	○地域農業活性化協議会担当者会議(第3回) ・平成31年度水田フル活用ビジョンの策定 ・平成31年度産地交付金の配分 ・産地交付金の活用計画に関する指導	未定	市町、JA、 農業共済組合、 北陸農政局、 農林総合事務所

※上記の他、地域協議会の要請等に基づき、必要に応じて指導・助言を行う

⑤31年産以降の需要に応じた米等の生産に関する検討

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対象
平成30年 7月	○地域協議会・農業経営体との意見交換会 ・制度運営の検討	未定	市町、JA (地域協議会) 農業経営体
平成30年 9～10月	○地域協議会・農業経営体との意見交換会 ・制度運営の検討	未定	市町、JA (地域協議会) 農業経営体
平成31年 3月	○地域協議会との意見交換会 ・産地交付金の活用	未定	市町、JA (地域協議会)

※上記の他、地域協議会担当者や農業経営体との意見交換やチラシ等による情報提供を随時実施

2. 平成30年度収支予算

収支予算書

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

(単位:円)

科目	本年度予算(ア)	前年度予算(イ)	増減(ア-イ)	備考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①経営所得安定対策円滑化事業	4,300,000	4,588,000	△ 288,000	
事業活動収入計(A)	4,300,000	4,588,000	△ 288,000	
2. 事業活動支出				
①経営所得安定対策円滑化事業	4,300,000	4,588,000	△ 288,000	
国返還金支出				
①経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0	
事業活動支出計(B)	4,300,000	4,588,000	△ 288,000	
事業活動収支差額(C)=(A)-(B)	0	0	0	
II. 投資活動収支の部	0	0	0	
III. 財務活動収支の部	0	0	0	
IV. 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額(C)	0	0	0	
前期繰越収支差額(D)	0	0	0	
次期繰越収支差額(C)+(D)	0	0	0	

石川県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

水稲作付面積については、昭和 60 年の 37,700ha から、平成 29 年では 26,100ha と作付面積で 11,600ha と大きく減少したものの、本県の耕地面積に占める水稲作付面積の割合は 6.2% と高く、依然として本県農業の基幹作物となっている。

また、本県の水田転作の状況は、南加賀・石川・中能登地域では麦・大豆、河北・中能登地域では、飼料用米など非主食用米の作付が定着してきている。このうち麦・大豆については、収量や品質の向上が課題となっている。

→<転作の状況 (H29) >

	主食用米	麦	大豆	非主食用 (うち飼料用米)	産地戦略作物
南加賀	6,158.1ha	742.8ha	570.1ha	1,020.6ha (4.8ha)	145.7ha
石川	3,083.5	197.5	558.1	354.7 (54.3)	40.4
県央	3,625.7	14.4	0.0	462.1 (163.6)	17.1
中能登	6,879.2	127.0	70.1	1,008.6 (434.4)	50.0
奥能登	3,264.6	6.1	44.2	94.6 (69.6)	56.5
計	23,011.1	1,087.8	1,242.5	2,940.5 (726.5)	309.6

一方、奥能登地域では、担い手の高齢化が進行し、農家戸数の減少とともに、耕作放棄地が増加するなど、農業生産のみならず、農業・農村が担う多面的機能の低下が懸念されている。

→<基幹的農業従事者の年齢 (歳) (H17→H27) > (2015 年農林業センサス)

全国 64.2 → 67.0 石川県 67.3 → 69.1

このような状況の中、平成 29 年度においては、全国的に主食用米から飼料用米、麦・大豆等への転換が進み、3 年連続で過剰作付が解消されたこと等から、米価も回復基調にある。

→<米価 (米の相対取引価格) の推移> (コシヒカリ 1 等米、単位：円/玄米 60 kg 税込)

年産	H24	H25	H26	H27	H28	H29
石川県	16,898	15,278	12,813	13,901	14,815	15,653
前年差	+680	▲1,620	▲2,465	+1,088	+914	+838
全国	16,501	14,871	11,967	13,175	14,307	15,560
前年差	+1,286	▲1,630	▲2,904	+1,208	+1,132	+1,253

<出典：農林水産省「米穀の取引に関する報告」>

※ H23～H28 は出回りから 10 月までの年産平均価格、H29 は H30.2 月の価格

しかしながら、国による生産数量目標の配分や米の直接支払交付金が 30 年産から廃止となった中、主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要であり、引き続き主食用米の需給調整の取組を推進する一方、国の支援を最大限活用し、水田のフル活用を進めることで、農家所得の最大化と本県の農業生産力の維持強化を図ることとする。

2 作物ごとの取組方針等

【基本方針】

- (1)主食用米の生産については、需給環境の安定に配慮しつつ、需要に応じた生産を基本に、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行う。
- (2)実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、水田の高度利用を促進することにより、農家所得の最大化を図る。
- (3)麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、加工用米、備蓄米、輸出用米及び飼料用米等新規需要米の作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。

① 主食用米

「うまい・きれい石川米づくり運動」を通じて高品質・良食味を実現する米づくりを定着させ、良質米産地として石川米ブランドを確立するとともに、収量向上や省力・低コスト化の推進及び需要に即した生産により収益性の向上を図る。

このため、適切な水管理や施肥など生産技術対策の着実な実施を基本に、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進め、実需者に選ばれる良質米産地として、品質・食味の高位安定化を図る。

② 麦・大豆

水田の高度利用を図り、所得の向上を図る観点から、麦・大豆を導入し、水稻との輪作体系を構築することは重要であり、本県の転作における土地利用型基幹作物として位置づけて産地化を進め、共同利用施設の整備等を通じて、実需者に対する安定供給を行ってきた。

今後とも、産地戦略枠を活用して、担い手への集積、作付の団地化、水田の高度利用を進め、生産の拡大を図る。

また、実需者ニーズに即した品質の確保と安定供給を図るため、排水対策の徹底など基本技術を着実に実施し、品質・単収の向上を図る。

③ 非主食用米

麦・大豆などの畑作物等の作付が困難な湿田地域においても取組が可能であり、現有の機械装備が活用できることから、品目毎の需要に応じて最大限に作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。

ア 加工用米・備蓄米・輸出用米

加工用米、備蓄米は、事前契約等により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから引き続き需要に応じた生産に取り組む。

また、輸出用米については、香港・シンガポール・中国等での和食ブームを背景として日本米需要が年々高まっており、他の非主食用米並の所得確保を前提に輸出先での販売動向等を踏まえ、作付を拡大する。

イ 飼料用米

今後とも主食用米の需要減退が見込まれる中、飼料用米は非主食用米の中では、大きな需要があり、国からの交付金を含めて安定的な手取りが見込めることから、JA全農による買い取りの仕組み等を活用して導入を推進する。

導入にあたっては、主食用米への混入の防止を考慮して、主食用米の品種による取組を基本とし、ほ場の団地化や共同利用施設への受入れなど生産条件が整備されている地域、生産者においては、多収性専用品種での取組を推進するほか、耕種農家と畜産農家など実需者との連携を図る体制を整備していく。

ウ WCS用稲

石川・奥能登地域など県内の一部で取組が見られており、購入飼料の価格が高騰している中で、今後も引き続き耕種農家の収益確保と畜産農家の生産コスト低減に向け、耕種農家と畜産農家との連携を図るとともに作付を推進する。

エ 米粉用米

全国的に需要が伸び悩んでおり、県内の作付面積も横ばいの状況にあるが、今後、米粉製品の消費拡大にあわせて作付を推進する。

④ 高収益作物（野菜等）

産地戦略枠を活用して、水田を活用した園芸作物等の産地を育成するため、市場から要望の高い品目で、水稻農家や集落営農組織でも取り組みやすく、機械化対応が可能なねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、にんじん、たまねぎの5品目のほか、従来から地域特産物として市町や地域が産地化を図ってきた品目を「産地戦略作物」と位置づけ、県、市町、JA等関係団体が一体となって重点的に生産の拡大を図る。

また、作付けに当たっては、明渠の設置などにより排水対策を徹底し生産性の向上を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物(水田)	平成29年度の 作付面積 (ha)	平成30年度の作付			平成32年度の目標		
		予定面積 (ha)	増減 (対H29)	対H29比 (%)	作付面積 (ha)	増減 (対H30)	対H30比 (%)
水 稻	25,951.6	25,746.8	▲ 204.8	▲ 0.8	25,647.5	▲ 99.3	▲ 0.4
主食用米	23,011.1	23,092.0	80.9	0.4	22,585.5	▲ 506.5	▲ 2.2
非主食用米	2,940.5	2,654.8	▲ 285.7	▲ 9.7	3,062.0	407.2	15.3
飼料用米	726.5	656.0	▲ 70.5	▲ 9.7	660.0	4.0	0.6
米粉用米	71.6	72.0	0.4	0.6	72.0	0.0	0.0
WCS用稲	96.2	98.8	2.6	2.7	100.0	1.2	1.2
加工用米	760.2	760.0	▲ 0.1	▲ 0.0	880.0	120.0	15.8
うち二毛作	109.0	109.0	▲ 0.0	▲ 0.0	120.0	11.0	10.1
備蓄米	1,277.1	907.0	▲ 370.1	▲ 29.0	1,050.0	143.0	15.8
輸出用米	9.0	161.0	152.0	1,696.9	300.0	139.0	86.3
麦	1,087.8	1,071.0	▲ 16.8	▲ 1.5	1,145.0	74.0	6.9
うち二毛作	187.7	188.0	0.3	0.2	241.0	53.0	28.2
大麦	1,050.0	1,033.8	▲ 16.2	▲ 1.5	1,100.0	66.2	6.4
うち二毛作	187.2	187.5	0.3	0.2	230.0	42.5	22.7
小麦	37.8	37.2	▲ 0.6	▲ 1.5	45.0	7.8	21.1
うち二毛作	0.5	0.5	0.0	0.2	11.0	10.5	2,133.2
大豆	1,242.5	1,242.0	▲ 0.5	▲ 0.0	1,300.0	58.0	4.7
うち二毛作	318.3	318.0	▲ 0.3	▲ 0.1	320.0	2.0	0.6
飼料作物	42.0	42.0	0.0	0.0	42.0	0.0	0.0
そば	290.6	291.0	0.4	0.1	300.0	9.0	3.1
うち二毛作	116.6	117.0	0.4	0.3	120.0	3.0	2.6
なたね	0.4	0.0	▲ 0.4	▲ 100.0	0.0	0.0	
産地戦略作物	309.6	320.3	10.7	3.5	344.0	23.7	7.4
ねぎ	47.0	47.5	0.5	1.1	60.0	12.5	26.3
かぼちゃ	103.8	103.8	0.0	0.0	109.0	5.2	5.0
ブロッコリー	116.3	122.6	6.3	5.4	125.0	2.4	2.0
にんじん	5.6	6.4	0.8	14.3	9.0	2.6	40.6
たまねぎ	1.0	4.1	3.1	310.0	6.0	1.9	46.3
知事特認作物	35.9	35.9	0.0	0.0	35.0	▲ 0.9	▲ 2.5
うち野菜			0.0			0.0	
うち雑穀(はとむぎ)			0.0			0.0	
うちその他(小豆)			0.0			0.0	
その他地域振興作物	191.6	166.0	▲ 25.6	▲ 13.4	161.0	▲ 5.0	▲ 3.0
野菜	83.1	80.0	▲ 3.1	▲ 3.7	80.0	0.0	0.0
花き・花木	23.5	23.0	▲ 0.5	▲ 2.1	23.0	0.0	0.0
果樹	10.6	10.0	▲ 0.6	▲ 5.7	10.0	0.0	0.0
雑穀	24.6	24.0	▲ 0.6	▲ 2.4	24.0	0.0	0.0
地力増進	4.5	4.0	▲ 0.5	▲ 11.1	4.0	0.0	0.0
景観形成	30.4	10.0	▲ 20.4	▲ 67.1	10.0	0.0	0.0
その他	14.9	15.0	0.1	0.7	10.0	▲ 5.0	▲ 33.3
水田計(作付延面積)	29,116.1	28,879.1	▲ 237.0	▲ 0.8	28,939.5	60.4	0.2
うち二毛作面積	731.6	732.0	0.4	0.1	801.0	69.0	9.4
(水田作付実面積)	28,384.5	28,147.1	▲ 237.4	▲ 0.8	28,138.5	▲ 8.6	▲ 0.0

※ ラウンドの関係で、合計、小計が内訳と一致しない場合がある。

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	現状値	目標値
1	園芸5品目(ねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、にんじん、たまねぎ)	園芸5品目の作付拡大支援	作付面積	平成29年度 273.7 ha	平成32年度 309.0 ha
2	麦、大豆、飼料作物、WCS、加工用米、飼料用米、米粉米、そば、なたね、園芸5品目	二毛作の取組支援	二毛作実施面積	平成29年度 731.6 ha	平成32年度 801.0 ha

※必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
 ※目標期間は3年以内としてください。

石川県農業活性化協議会規約の変更について

1. 改正理由

30年産以降の米政策の見直しにともない、国による「生産数量目標」に代わり、石川県農業活性化協議会が「生産基準数量」を設定し、配分を行うこととした。

このため、所要の改正を行う。

2. 新旧対照表

別添のとおり

3. 施行日

平成30年5月9日

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(事務所) 第2条 (略)</p> <p>(目的) 第3条 (略)</p> <p>(事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) <u>需要に応じた米生産にかかる生産基準数量の設定に関すること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～14 (略) 15 <u>この規約は、平成30年5月9日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(事務所) 第2条 (略)</p> <p>(目的) 第3条 (略)</p> <p>(事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) <u>経営所得安定対策等の対象作物の生産数量目標の設定に関すること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～14 (略)</p>

参 考 資 料

1. 水田の利用状況 ……P 1
2. 各種事業の概要 ……P 2
3. 石川県農業活性化協議会規約 ……P 3

水田の利用状況

水田面積 36,153 ha
(各地域農業活性化協議会の水田台帳の積み上げ)

主食用米 68.5% 24,751 ha	水稲作付 26,660 ha				調整水田等 10.5% 3,800 ha (H22末:4,266ha) 不作付 4,300 ha	その他 (畜産用等) 1.4% 500 ha
	非主食用米 1,909 ha		転作作付 7,102 ha			
	加工用米 2.4% 864 ha	麦 2.1% 773 ha	大豆 2.3% 849 ha	その他 (そば、野菜等) 9.9% 3,571 ha		
	飼料用米 0.7% 235 ha	備蓄用米等 2.2% 810 ha				

水稲作付 26,660 ha
 備蓄用米 786 ha
 米初用米 10 ha
 WCS用米 24 ha
 輸出用米 19 ha

H25

水田面積 34,486 ha (▲1,687)
(各地域農業活性化協議会の水田台帳の積み上げ)

主食用米 66.8% 23,014 ha (▲1,737)	水稲作付 26,400 ha (▲260)				調整水田等 9.6% 3,300 ha (▲500) 不作付 3,435 ha (▲865)	その他 (畜産用等) 0.4% 135 ha
	非主食用米 2,962 ha (+1,053)		転作作付 8,017 ha (+915)			
	加工用米 2.1% 722 ha (▲142)	麦 2.4% 814 ha (+41)	大豆 2.7% 931 ha (+82)	その他 (そば、野菜等) 9.6% 3,310 ha (▲261)		
	飼料用米 2.0% 692 ha (+457)	備蓄用米等 4.5% 1,548 ha (+738)				

水稲作付 26,400 ha (▲260)
 備蓄用米 1,217 ha (+493)
 米初用米 50 ha (+40)
 WCS用米 94 ha (+70)
 輸出用米 187 ha (+165)

注1: 二毛作の面積は含んでいない
 注2: 28年度の面積等は見込であるため、今後変更される場合がある

H28

水田面積 34,331 ha (▲1,822)
(各地域農業活性化協議会の水田台帳の積み上げ)

主食用米 67.0% 23,011 ha (▲1,740)	水稲作付 25,952 ha (▲708)				調整水田等 9.6% 3,300 ha (▲500) 不作付 3,481 ha (▲839)	その他 (畜産用等) 0.5% 181 ha
	非主食用米 2,941 ha (+1,032)		転作作付 7,859 ha (+757)			
	加工用米 2.2% 760 ha (▲104)	麦 2.6% 900 ha (+127)	大豆 2.7% 924 ha (+75)	その他 (そば、野菜等) 9.0% 3,094 ha (▲477)		
	飼料用米 2.1% 727 ha (+492)	備蓄用米等 4.2% 1,454 ha (+644)				

水稲作付 25,952 ha (▲708)
 備蓄用米 1,277 ha (+519)
 米初用米 72 ha (+62)
 WCS用米 96 ha (+72)
 輸出用米 9 ha (▲10)

注1: 二毛作の面積は含んでいない
 注2: 29年度の面積等は見込であるため、今後変更される場合がある

H29

事業の概要

経営所得安定対策円滑化事業

経営所得安定対策等の推進を図るため、県協議会運営にかかる事務費としての経費

【平成29年度収支決算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H 2 9 県交付額	4,588,000	謝金	344,500
		旅費	169,608
		需要費	20,609
		消耗品費	592,028
		会議費	36,000
		賃金（派遣費）	2,825,577
		協議会運営費	599,678
合計	4,588,000	合計	4,588,000
		差引次年度繰越金	0

(未払金内訳)

(単位：円)

賃金	218,514
消耗品費	43,314
需要費	1,592
合 計	263,420

【平成30年度収支予算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H 3 0 県交付額	4,300,000	謝金	374,000
		旅費	162,000
		需要費	34,000
		消耗品費	400,000
		会議費	30,000
		賃金（派遣費）	3,000,000
		協議会運営費	300,000
合計	4,300,000	合計	4,300,000

石川県農業活性化協議会規約

平成15年11月11日施行	平成25年5月16日改正
平成18年9月1日改正	平成26年4月23日改正
平成19年4月18日改正	平成27年4月23日改正
平成19年9月28日改正	平成28年5月16日改正
平成21年6月26日改正	平成28年12月7日改正
平成22年4月28日改正	平成29年5月16日改正
平成23年4月27日改正	平成30年5月9日改正
平成24年4月1日改正	

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を石川県金沢市古府1丁目220番地に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について公益財団法人いしかわ農業総合支援機構と、耕作放棄地対策についていしかわの農地活用連絡調整会と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 需要に応じた米生産にかかる生産基準数量の設定に関すること。
- (3) 集落営農の法人化に関すること
- (4) 農地の利用集積に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保に関すること。
- (6) 耕作放棄地対策に関すること。
- (7) その他、県協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 委員等

(県協議会の委員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる団体が選任するものの他、学識経験者及び実需者各2名をもって組織する。

- (1) 石川県農業協同組合中央会 (農業者団体)
- (2) 全国農業協同組合連合会石川県本部 (")
- (3) 石川県農業共済組合 (農業団体)
- (4) 一般社団法人石川県農業会議 (")
- (5) 石川県土地改良事業団体連合会 (")
- (6) 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 (")
- (7) いしかわの農地活用連絡調整会 (")
- (8) 石川県市長会 (行政関係者)
- (9) 石川県町長会 (")

- | | |
|-------------------|-------------|
| (10) 石川県農林水産部 | (") |
| (11) いしかわ農業振興協議会 | (農業者代表) |
| (12) 石川県農業法人協会 | (") |
| (13) 石川県生活協同組合連合会 | (消費者団体) |
| (14) 石川県婦人団体協議会 | (") |

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所（委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 前項の役員は、会長は石川県農業協同組合中央会会長、副会長は石川県農林水産部長をもってあてる。監事は第5条第1項の委員の中から会長が任命する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

4 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 経営所得安定対策等推進事業の実施方針・実施計画等に関すること。

(5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

(3) 委員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 部会

(部会の構成等)

- 第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、米政策部会（以下「米部会」という。）を置く。
- 2 米部会の構成員は、県協議会及び各地域協議会をもって構成し、石川県農林水産部米政策担当課長、石川県農業協同組合中央会米政策担当部長、全国農業協同組合連合会石川県本部米政策担当部長、各地域協議会事務局長とする。
 - 3 部会長は石川県農林水産部米政策担当課長、副部会長は石川県農業協同組合中央会米政策担当部長をもってあてる。
 - 4 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
 - 5 部会構成員の他にオブザーバーを置くことができる。

(部会の権能)

第21条 米部会は第4条の事業について、検討するものとする。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は以下に掲げる組織で構成し、定期的に事務局会議を開催する。
 - (1) 石川県農業協同組合中央会
 - (2) 石川県農林水産部
 - (3) 全国農業協同組合連合会石川県本部
- 3 事務局には、事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長は石川県農業協同組合中央会、事務局次長は石川県農林水産部と全国農業協同組合連合会石川県本部より選任することとし、会務を処理する。
- 5 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 6 事務局長は、必要に応じて関係者に意見を求めることができる。

(業務の執行)

第23条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程

- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 特定個人情報取扱規程
- (6) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 県協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 1 号の経営所得安定対策等推進事業費補助金、同条第 2 号のその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、各年度第 1 回目の通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、第30条に掲げる書類と前条第1項各号に掲げる書類及び、当年度の事業計画書・収支予算書について、総会の議決を得た後、北陸農政局長に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく北陸農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより北陸農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成15年11月11日から施行する。
- 2 この規約は、平成18年9月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成19年4月18日から施行する。
- 4 この規約は、平成19年9月28日から施行する。
- 5 この規約は、平成21年6月26日から施行する。
- 6 この規約は、平成22年4月28日から施行する。
- 7 この規約は、平成23年4月27日から施行する。
- 8 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この規約は、平成25年5月16日から施行する。
- 10 この規約は、平成26年4月23日から施行する。
- 11 この規約は、平成27年4月23日から施行する。
- 12 この規約は、平成28年5月16日から施行する。
- 13 この規約は、平成28年12月7日から施行する。
- 14 この規約は、平成29年5月16日から施行する。
- 15 この規約は、平成30年5月9日から施行する。

報 告 事 項

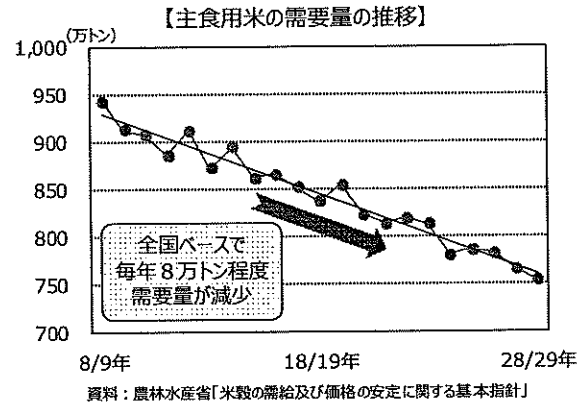
1. 農業活性化協議会にかかる要綱等の改正について・・・P 1

そのお米、本当に需要ありますか？

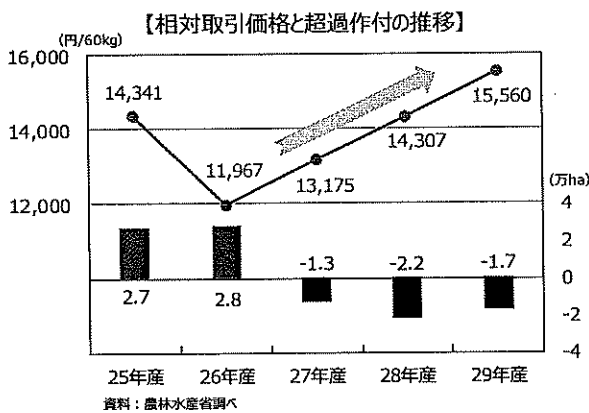
需給と価格の安定には産地銘柄ごとの需要を踏まえた生産・販売が重要

平成30年産米から、行政による生産数量目標の配分がなくなり、産地自らが需要に応じた生産に取り組むこととなりました

国内の主食用米の需要量が毎年8万トン程度減少している中で、主食用米については潜在的な生産力が需要を上回っており、引き続き需要に即した主食用米の生産を行うことが、需給と価格の安定を図る上で重要です。



需給と価格の安定には、各産地が事前契約等に基づき確実に販売できる主食用米生産量の見極めが重要です



3年連続で過剰作付が解消され、需給が締まったことから、米価は回復基調にありますが、確実な販売先が増えないまま、専ら目先の価格につられて米の作付を増やせば、平成26年産のように、再び需給の緩和を招き、結果として価格の下落を招く恐れがあります。

「中食・外食等」向けのコメの需要や、主食用米以外の戦略作物の生産にバランスよく取り組みましょう

「一般家庭用」向けのコメの需要は減少傾向ですが、「中食・外食等」向けの需要は増加傾向にあることから、こうした需要をしっかりと捉えていくことが、主食用米の生産を維持する上で極めて重要です。

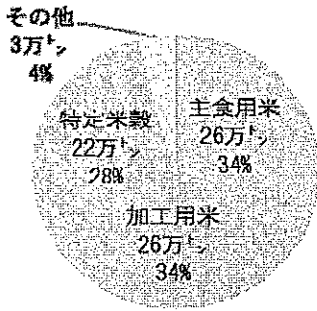
また、所得を確保するためには、主食用米以外の戦略作物（麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米）の生産にバランスよく取り組むことが重要です。



米の需要に応じた生産・販売や、農作物の生産振興が図られるよう、国は引き続き、きめ細かな情報提供や、水田フル活用に向けた支援を講じます。

焼酎、米菓、味噌などに向けられる **加工用米 が求められています**

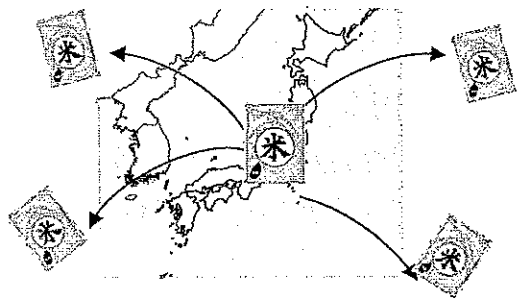
国産原料米の使用内訳
(平成28年度)



- 焼酎、米菓、味噌などの加工用途として、年間約77万トの国産米が使用されています。
- 原料米の使用内訳としては、主食用米、加工用米が約7割、特定米穀が約3割となっています。
- しかし、特定米穀は作柄等によって生産量の変動が大きいいため、実需者は特定米穀の調達に苦労しており、多くの実需者から安定調達可能な加工用米の供給が求められています。

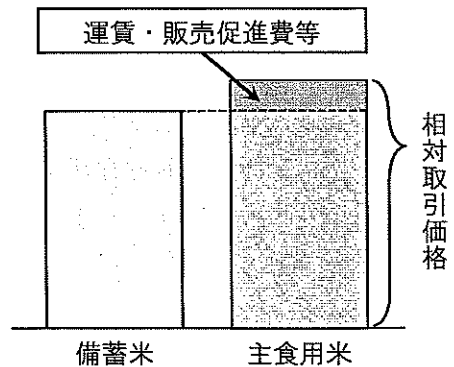
海外の大きな市場を目指して **米の輸出 に取り組んでみませんか**

- 海外の日本食レストランの数は、この10年で5倍に増加 (平成18年 (2006年) 約2.4万店 → 平成29年 (2017年) 約11.8万店) しており、海外への日本産米の輸出拡大は大きな可能性があります。
- 農林水産省では「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、輸出に取り組む産地と輸出事業者のマッチング、海外での日本産米のPR等を支援しています。



備蓄米 の買入価格は主食用米と遜色ありません

- 備蓄米の買入価格は安いと言われていたますが、主食用米の相対取引価格から取扱手数料や運賃、販売促進費等を差し引いた価格と遜色のない水準で買入れています。
 - また、備蓄米は、毎年20万トの買入れを基本としており、生産者にとっても安定的な需要先として、継続して取り組むことができます。
- ※平成30年産備蓄米の政府買入は6月まで行っています。



加工用米・新市場開拓米への支援を活用しましょう!

【水田活用の直接支払交付金】

- 戦略作物助成 (加工用米) 20,000円/10a
- 産地交付金 (コメの新市場開拓) 20,000円/10a
内外の新市場の開拓を図る米穀の作付面積に応じて配分

※更に、各地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援



〈お問い合わせ先〉 農林水産省 政策統括官付農産企画課 (米穀需給班)
電話: 03-6738-8973

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」 の改正のポイント

1 概要

輸出用米の販売先変更に関する事務の簡素化のために所要の改正を行う。

2 具体的な改正内容

(1) 用途限定米穀の販売先変更に係る手続の簡素化

用途限定米穀の販売先変更を行う場合、事前に国に申請（販売契約書の写しの添付必要）し、国の承認を経た後に販売できる運用としているところ。

しかしながら、用途限定米穀（特に輸出用米）については、短期間での販売を求められることや、仲介業者が複数介在することが多く、これらの書類の作成、また国における審査に時間を要し、タイムリーな販売（輸出）を逸することが懸念されているところ。

このため、用途限定米穀の販売先を変更する際の承認手続きについて、緊急を要する場合等、事前承認が受けられない場合は、輸出用に限り事後承認を可とする。

(2) その他（事務の簡素化等）

- ① 加工用米等のとう精や加工等の際に発生する低品位米の用途について、事前（取組計画申請時）に用途限定米穀の用途外使用申請を行うことができることとする。
- ② 農業者等が作成し国に申請する加工用米等の取組計画申請書について、体制等が整えば地域農業再生協議会を経由して国に提出することを可とする。
- ③ 加工用米等需要者が報告する「製品の製造及び出荷の状況」報告について、四半期ごとの報告から半期報告に簡素化する。
- ④ 知事特認の多収品種について、要件を満たさなくなった場合は取り消すことを明記。

3 改正時期

平成 30 年 4 月 1 日

※ なお、本要領の改正に伴い、食糧法遵守事項関連 Q & A（農林水産省 HP にて掲載）も併せて改正する。

以 上

「用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領」 の改正のポイント

1 概要

用途限定米穀をやむを得ず他の用途に変更する場合の申請や、需要者の申請事務の簡素化のために所要の改正を行う。

2 具体的な改正内容

(1) 用途変更承認にかかる要件の緩和

これまで、用途限定米穀に係る用途変更の承認要件の一つとして、「取引先の倒産、休廃業等により当該取引先に販売することができない」ことを掲げていたが、この規定では用途限定米穀を所有する者の経営状況等が反映されないことから、例えば輸出用米から加工用米への用途変更等の機動的対応が難しくなっていたところ。

このため、需要者等の経営実態に応じた用途限定米穀の使用ができるよう、用途変更の承認要件に「用途限定米穀の在庫の増大による過大な経営負担の発生」を追加する。

(2) 輸出用米（古米）と主食用米（新米）との年産をまたいだ交換

輸出用米を主食用米の交換については、同一年産かつ同品質以上である場合に限り認めていたが、需要者のニーズへ更に機動的に対応するため、需要者の要望に応じて「新米の主食用米を新規需要米として輸出」できるよう要件を緩和する。（様式変更による対応）

3 改正時期

平成 30 年 4 月 1 日

※ なお、本要領の改正に伴い、食糧法遵守事項関連 Q & A（農林水産省 HP にて掲載）も併せて改正する。

以 上

